

北の暮らし

一般社団法人 北海道消費者協会

札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館西棟 TEL(011)221-4217
http://www.syouhisya.or.jp/



- 食品ロス削減に向け国が基本方針策定へ 2
- 2月20日に消費生活リーダー研修講座 2
- 消費者教育支援セミナー 3
- 成年年齢引き下げ控え消費者教育 3
- 啓発パネルの活用を 3
- 2月29日に「住宅トラブル110番」 ... 3
- くらしのセミナー 4
- 意見書 4
- 地域消費者協会 元気だより 5
- 自動車のタイヤパンク発生時の対応に注意 6、7
- 火災保険でリフォーム？/賃貸住宅の原状回復 8



消費者教育支援セミナー
(記事は3ページ)

宿泊税の使い道は？

国際的なリゾート地として知られる倶知安町が昨年11月、道内で初めて「宿泊税」の徴収を開始しました。ホテルなどに宿泊すると、素泊まり料金の2%が課税されます。

同様の宿泊税や観光税は、北海道や札幌市、函館市、富良野市なども検討を進めています。外国人を中心に観光客が増え続ける中、観光振興の財源を確保するのが目的です。

課題はたくさんあります。道と市町村が別々に課税すれば、利用者にとっては二重課税になります。北海道も札幌市も宿泊客の約4割は道民であることを考えると、導入するためにはなにより道民の理解が欠かせません。

税の使い道も議論が必要です。多言語に対応した観光案内板や公衆無線LANの整備、観光ガイドの育成などが想定されていますが、オーバーツーリズム（観光公害）への対策も重要です。観光地では路線バスや鉄道の混雑、交通渋滞、騒音、ごみのポイ捨て、自然破壊などが問題になっているためです。

忘れてならないのは、観光産業は膨大な温室効果ガスを排出しているという事実です。地球温暖化対策は待ったなしの課題であり、欧州などでは飛行機を使った旅行を抑制しようという動きすら出ています。観光振興の旗を振るなら、それによって増える二酸化炭素をどう相殺するかを考えなくてはなりません。「持続可能な観光」を実現するための宿泊税であってほしいと思います。



買い物かご

**会員募集中！申し込みは
お近くの消費者協会へ**

協会名

食品ロス削減で国が基本方針策定へ

消費者、事業者等の役割行動明記

2019年10月に施行された食品ロス削減推進法を受け、国は食品ロス削減の方向や消費者、事業者の取り組みなどの指針となる基本方針を今年度内に策定します。消費者、農林漁業者・食品関連事業者、マスコミ・消費者団体・NPO、国・地方公共団体などに対して求められる役割と行動を明記する予定です。

世界の食料廃棄量は年間約13億トンを推計される一方、飢えなどに苦しんでいる人たちは約8億人とされています。こうした状況から2015年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に基づく持続可能な開発目標（SDGs）でも、食料廃棄の減少を重要な柱として位置付けています。

大量の食品ロスが発生する日本

日本では、食料を海外からの輸入に大きく依存する一方、年間約643万トン（農林水産省・環境省平成28年度推計）もの食品ロスが発生しているとされ、うち事業系由来が352万トン、家庭系由来が291万トンとされています。多くが買いすぎや食べ残しなどが要因とされ、消費者、事業者など、国民一人ひとりがそれぞれの立場で食品ロス削減に向けた行動が求められています。

食品ロス削減推進法では、10月を食品ロス削減推進月間、10月30日を食品ロス削減の日とすることなどが盛り込まれました。国は食品ロス削減推進会議を開くなどして、総合的な施策展開に向けた基本方針の策定作業を進めており、昨年12月に素案を公表。パブリックコメントや2月に開催予定の同推進会議の意見を踏まえて今年度内に策定する予定です。

消費者に求められる役割

素案では、消費者に求められる役割行動として、買い物の際に自宅にある食材をチェックし、使用時期などを考慮して使い切れる分だけ購入すること、食品保存を工夫すること、調理では食べきれぬ量を作って食べきり、外食では食べきれぬ量を注文するなどが明記さ

れました。

農林漁業者や食品関連事業者に対しては、規格外の農林水産物の有効活用、食品製造においては賞味期限の延長や小売事業者と連携した適正受注、食品卸や小売業者では需要に応じた販売の工夫、外食事業者では小盛りメニューの提供や、消費者の自己責任を前提に残った料理の持ち帰りができるようにすることなどが明記されています。

さらに、事業者に対してフードバンク等と連携して未利用食品を積極的に提供したり、マスコミや消費者団体等には積極的な普及啓発活動を行うことを盛り込んだほか、地方公共団体に対して食品ロス削減推進計画を策定し、普及啓発や事業者の取り組み等の支援、未利用食品を提供するための活動支援など、国の基本方針に基づいた事業を展開するよう求めています。

一人ひとりが意識ある行動を

国は3月中に基本方針を閣議決定する予定です。これまでも各地域などで食品ロス削減に向けた取り組みが展開されてきていますが、今後は一人ひとりの意識と行動につながる取り組みが求められます。

2月20日に消費生活リーダー研修講座

北海道消費者協会は、令和元年度第3回消費生活リーダー研修講座を2月20日（木）午前10時から北海道立消費生活センターくらしの教室で開催します。受講料は1日1000円。申し込み締め切りは2月13日（木）。申し込み・問い合わせは、総務・組織連携グループ（☎011-221-4217）へ。

時間	テーマ	講師
10:00 ～12:00	「最近の業事情」 (仮)	一般社団法人北海道薬剤師会 常務理事 山田 武志氏
昼 休 み (12:00～13:00)		
13:00 ～15:00	「4月の民法 (債権関係) 改正について」	内閣総理大臣認定適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道 理事長 松久 三四彦氏

消費者教育支援セミナー

北海道消費者協会、北海道教育委員会、北海道金融広報委員会、道立消費生活センター主催の消費者教育支援セミナーが1月10日、道立消費生活センターで開かれました。全道各地から54人の教職員が参加し、学校教育での消費者教育や金銭教育の取り上げ方について理解を深めました。

午前中は、金銭教育専門家として活躍する、いちのせかつみ氏が「今、なぜ子どもたちに金銭教育が必要なのか」をテーマに講演しました。キャッシュレス決済が急速に進む環境下で、子どもたちが現金を扱う機会が少なくなり、お



金やモノの価値が分からなくなっている現状に警鐘を鳴らした

上で金銭教育の必要性を強調。「お金は幸せになるための道具。量ではなく、どう使うかが人生において大事。欲しい物と必要な物が同じになるようなことを学校で教えてほしい」と語りました。

午後からはファイナンシャル・プランナーの洞口勝人氏が「1枚のTシャツから見えてくること～消費行動が世界経済に与える影響を考える」と題し講演しました。

成年年齢引き下げ控え消費者教育が急務

2022年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられます。成年年齢が引き下げられることにより、親権者の同意のない契約時に、これまで未成年者の消費者被害抑止として役割を果たしてきた未成年者取消権が行使できなくなるため、安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。

このため、以前にも増して若年層に対する早期からの消費者教育が急務となっており、学校と消費者団体などが連携した取り組みが今後ますます求められてきます。

啓発パネルの活用を！

道立消費生活センターは、各地域で行われる消費生活展などの啓発イベントなどで掲示できる啓発パネルの貸し出しを行っています。

パネルは、多様化する悪質商法や環境問題、食品関係などセンターが作成したものが約200枚と、国民生活センターの「見守り新鮮情報」約40枚を用意しています。中でも最近

高いため、基礎編、家庭編、宴会編とさまざまなパターンを想定したパネルを用意しています。パネル貸し出しに関する問い合わせは、同センター教育啓発グループ(☎011-221-0110)へ。



2月29日に「住宅トラブル110番」

道立消費生活センターと札幌弁護士会は2月29日（土）、特別相談「住宅トラブル110番～賃貸・リフォーム・修繕など～」を実施します。

例年、賃貸住宅の敷金や原状回復費用をめぐるトラブルなどの相談が多く寄せられま

す。この他、リフォームエネやサービス付き高齢者住宅の契約など、住宅にかかるさまざまな相談があります。

相談は午前10時から午後3時まで。電話番号は☎011-207-0274（当日のみ）。来所相談も受け付けており、事前の電話予約が必要です。予約は同センター相談支援グループ(☎011-221-0110)へ。

くらしのセミナー

「身近に迫る災害の危機」

今年度最後となる「くらしのセミナー」が、昨年12月11日に道立消費生活センターで行われました。気象予報士で北海道防災教育アドバイザーとしても活躍する住友静恵氏が「身近に迫る災害の危機～いざという時に困らないためのテクニック」をテーマに、2018年9月6日の胆振東部地震で被災した厚真町民のインタビュー動画を紹介しながら、災害発生時の心構えなどをアドバイスしました。

住友氏は、北海道を襲う可能性の高い千島海溝巨大地震や、札幌では3つの断層が判明していることを紹介した上で、「震源地が近いと緊急地震速報が間に合わない場合もあるので、速報に頼り過ぎず、揺れたら身を守る心構えをしてほしい」と話しました。

胆振東部地震で被災した厚真町民へのインタビュー動画では、多くの町民が「巨大地震

が起きると思っていたいなかった」と口にし、中には被災後に仕事を辞めざるを得なかった町民もいたことから、住友氏は「近くで地震が発生すると生活が大きく変わってしまうことを知ってほしい」と強調。また、町民たちは被災経験を通じ「まさかは必ずくる」「とにかく生きていくことが大事。生きるために最善を尽くしてほしい」「自治会などの取り組みを工夫し、近所とのつながりを強くしておくことで、災害発生時には心の面でも支えになる」と心境を語っていました。



日ごろからの備えについて住友氏は「非常用持ち出し袋には、家で過ごす場合、避難所に行く場合など、どこで過ごすかによって必要なものを組み合わせてほしい」と語るとともに、SNSで拡散される偽情報にまどわされず、行政が発信する正しい情報を確認するよう呼び掛けました。

意見書 (北海道消費者協会から関係機関へ提出。カッコ内は提出先と提出日)

・遺伝子組換え作物栽培

「北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例」への意見として、「遺伝子組換え作物に対する消費者や生産者の不安や疑問は依然として根強いことを踏まえ、現行条例は基本的に維持すべき」とした上で、「ゲノム編集作物の栽培の段階でも、条例等による規制も含めたなんらかのルールが必要」「ルール作りのために幅広い道民の意識調査を行う必要がある」などと求めました。

(北海道農政部食の安全推進局食品政策課、11月27日)

・クリーン農業

「北海道クリーン農業推進計画(第7期)」【素案】に対して、有機農業(有機JAS)と道独自の「北のクリーン農産物(YES! clean)表示制度で遺伝子組換え技術を利用しないとしているほか、有機農産物の日本農林規格(JAS)等の一部改正ではゲノ

ム編集技術を用いて生産されたものは原材料等に使用できないとしていることなどを踏まえ、「遺伝子組換え作物とゲノム編集技術を応用して栽培した農産物は、クリーン農業の定義にあてはまらないことを明記すべき」との意見を提出しました。

(北海道農政部食の安全推進局食品政策課、11月27日)

・有機農産物の日本農林規格

「有機農産物の日本農林規格等の一部改正案」に対して、「ゲノム編集技術を用いて生産されたものは原材料等として使用できないことを明確にする改正案は、ゲノム編集食品の表示が義務化されていない状況において、ゲノム編集食品の購入、摂取を避けたい消費者の疑問や不安を解消するために有効である」との意見を提出しました。

(農林水産省食料産業局食品製造課基準認証室、11月27日)

※詳細は北海道消費者協会のホームページをご参照ください。

地域消費者協会 元気だより

防災意識調査実施

北広島

北広島消費者協会は胆振東部地震を受け、昨年7月に会員を対象に防災意識調査を実施しました。回答数196人（回答率90.3%）。

同協会のまとめによると、地震による被害については、131人が「被害なし」と回答しているものの、食器等の破損37人、家屋や塀の被害が22人、家具の倒壊・落下が11人いました。地震で困ったことは、停電（ブラックアウト）が最も多く139人で、次いで携帯電話等の充電79人、照明・灯り62人、交通機関の停止34人などとなっており、ブラックアウトによる影響が大きかったようです。

備蓄品の用意は、ラジオや照明器具、生活用品、カセットコンロ、飲料水など、各家庭で必要なものを備蓄しているとの回答が寄せられ、災害に関する地域活動への参加については、講演会や体験会、町内会活動、ボランティアや自主防災組織などに参加しているとの回答も多数ありました。

同協会は今回のアンケート結果を今後の活動に活かしていくこととしています。

洗濯表示に関する調査

帯広

（一社）帯広消費者協会は昨年9月に開催したみんなの消費生活展で「洗濯に関するアンケート」を実施しました。調査人数は106人。

「新しくなった洗濯表示を見たことがありますか」の問いに対し「ある」としたのが57%、「ない」が33%、「気にしていない」9%で、新表示がわかりやすいかどうかについては「わかりやすい」が27%、「わかりにくい」68%でした。また、新しい洗濯表示が「わかりにくい」と回答した人のうち、どこがわかりにくいか聞いたところ、「表示がわかりにくい」が30%、「種類が多すぎる」が38%、「日本語表記がない」が17%で、2017年度調査とほぼ同じ傾向が見られました。

盛大に消費者まつり開催

滝川

滝川消費者協会は昨年10月に第45回滝川消費者まつりを開催しました。今年は「くらし新時代」をテーマに行われ、環境コーナーでは「エコな暮らしクイズ」と題し、食品ロスに関する〇×クイズを実施。また、毎年恒例となっているファッションショーでは、市民から寄せられた着なくなった着物などをリメイクした衣装を地元の高中生や市民がモデルとして着こなしステージを歩き、ショーを盛り上げました。400人を超える市民が会場に足を運び、会場は大いに盛り上がりました。

食品ロスアンケート

中標津

中標津町消費者協会は昨年7月に暮らしの安全・安心セミナー参加者を対象に「家庭における食品ロスに関するアンケート調査」を実施しました。回答数28人。

「食品ロス」の原因としては、「買いすぎ」16人、「冷蔵庫保存で油断」12人、「賞味期限切れ、または消費期限切れ」10人、「作りすぎ」1人でした。賞味期限や消費期限が切れた場合については、ほとんどの人が「五感で判断して、捨てるかどうか決める」と回答。また、食品ロスを起こしやすい食品は、野菜類が22人で最も多い結果となりました。

食品ロスを減らすために効果的なこととして「食品管理に気を配る」18人、「賞味期限や消費期限が切れたものは五感を使って判断する」17人、「カット売り・少量パック売りを増やす」10人などとなりました。

同協会はこの結果について「総じて食べ物を大切に思っている」「賞味期限や消費期限はあくまでも目安であって、五感を使って判断することが食品ロスを減らす上で大事なことを十分に認識している」としています。

自動車のタイヤパンク発生時の対応に注意

～応急修理キットの使用法や スペアタイヤの交換方法について～

国民生活センター
のテスト（抜粋）

一般社団法人日本自動車連盟（JAF）によると、2017年度で最も出動件数の多いトラブルは「バッテリー上がり」で、2位は「タイヤトラブル（パンク等）」でした。タイヤがパンクしてしまうと空気圧が低下し、ハンドルのとられたり、ブレーキの効きが悪くなったりすることがあります。また、空気圧が著しく低下するとコントロールを失う可能性もあり大変危険です。

タイヤがパンクしてしまった場合、自走できるように自分で応急修理する方法として、スペアタイヤに交換、もしくは応急タイプのパンク修理キット（以下、応急修理キット）を使用する方法があります。

独立行政法人国民生活センターでは、この応急修理キットで補修後のタイヤが使用できなくなったり、スペアタイヤへ交換しようとしたが、空気が入っていなかったために使用できなかったなどの相談がPIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）に寄せられていることから、消費者の対応実態等に関するアンケート調査、自動車製造事業者へのアンケート調査を実施し、パンク発生時の対応方法について情報提供しています。

消費者へのアンケート調査

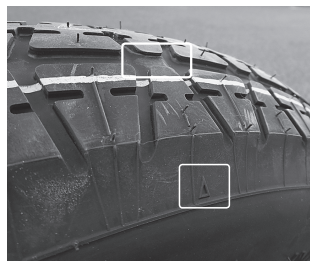
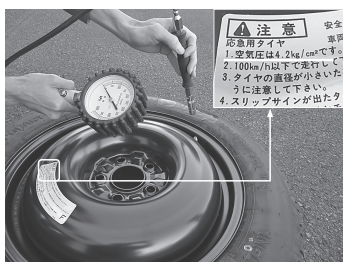
- ・約4人に3人はこれまでにパンクの経験がありました
- ・パンクが発生した際に「自分で対応しない」と回答した約4割以上の人は「やり方がわからない」という理由でした
- ・4割以上の方が車両に付属している緊急対応時用装備の内容を知りませんでした
- ・応急修理キットが車両に付属していることを把握している人の中で、4割弱の方が応急修理キットの使用法を知りませんでした
- ・これまでに5割以上の方がスペアタイヤの交換経験があるのに対し、応急修理キットの使用経験がある人は1割弱でした
- ・応急修理キットが車両に付属していることを把握している人の中で、7割以上の方が応急修理キットに付属する修理剤に有効期限があることを知りませんでした
- ・7割以上の方が緊急対応時用装備の点検をしていませんでした
- ・5割以上の方が緊急対応時用装備として「スペアタイヤ」を希望していました

車両に付属している応急修理キット（一例）



スペアタイヤの点検例

スペアタイヤ
(テンパータイヤ含む)
に指定空気圧が充填
されているかを確認



スリップサインを目印に
残り溝の残量の確認
劣化等の発生有無の確認

事業者へのアンケート調査

- ・最も安価なグレードに限ると、8社中、2社では全車種で緊急対応時用装備は応急修理キットの設定しかありませんでした（2018年11月現在）。また、全車種の全グレードでは8社中8社で応急修理キットの設定しかない車種がありました
- ・8社中4社で緊急対応時用装備について、消費者へ情報発信することを販売会社へ促進していました
- ・8社中6社で応急修理キットについても点検整備の対象とすることを販売会社へ促進していました

緊急対応時用装備の収納場所や定期的な装備の点検

一般的に緊急修理キットはラゲッジルームの床下や側面に収納され、スペアタイヤはラゲッジルームの床下に収納されています。

定期点検の一例について、緊急修理キットは、修理剤の有効期限を確認します。有効期限が切れていた場合は、その修理剤を使うことができないため、交換が必要となります。スペアタイヤは、指定空気圧の点検やタイヤ溝の残量、劣化の確認等が主な内容です。また、中古車では、車両に適合したサイズのスペアタイヤが付属しているかも重要な確認内容です。

緊急対応時の作業について（テスト結果等）

- ・緊急修理キットで補修後のタイヤとホイールの間には充てんした修理剤が液体の状態が付着していました
- ・タイヤの接地表面の大きなキズによるパンクは緊急修理キットで補修できませんでした
- ・タイヤの接地表面の大きなキズによるパン

ク以外にも側面の損傷など補修できないパンクがあります

- ・車両の駆動方式や状況に応じて推奨するスペアタイヤの取り付け位置があります。車両に付属している取扱説明書に従って適切な位置に取り付けましょう
- ・誤ったジャッキアップ作業は車両を破損させるだけでなく、車両がジャッキから落下する等の重大な事故につながる危険性があります
- ・緊急対応時の作業用に軍手や懐中電灯、輪止め、周囲に停止車両があることを知らせるための停止表時器材等を車両に積載しておくこと事故やけがの防止に役立ちます

消費者へのアドバイス

- ・車両に付属している緊急修理キットは一時的な応急用であり、パンクを完全に補修するものではありません。一度使用してしまうと、タイヤ自体の交換が必要となる可能性があります。緊急修理キットについて正しい知識を身に付けましょう。また、状況に応じてロードサービス等を活用しましょう
 - ・車両に付属している装備内容によってパンク発生時の対応方法は異なります。急な事態に備えて事前に装備内容や作業方法の確認をしておきましょう。また作業に自信がない場合や、危険な場所ではロードサービス等を活用しましょう
 - ・ジャッキアップ作業が必要な場合は、地面が固く、平らで安全に作業ができる場所に車両を移動し、車両に付属している取扱説明書をよく読み、適切な作業をしましょう
- ※詳細は国民生活センターのホームページをご参照ください。

火災保険を申請するだけで… 自己負担0円でリフォームできるの？

問 住宅リフォーム会社の担当が来訪し、「外壁のへこみが火災保険で直せる、自己負担0円」などと執ように何度も勧誘され、断り切れずに契約した。家族に反対されたためやめたいと申し出たら、「保険金が下りてから工事のことを考えれば良い」と、保険の申請書類を勝手に作成された。どうしたら良いか。（80代 女性）

答 火災保険では、住居として使用している建物等が自然災害で損害を受けた場合は保険金が給付されますが、破損の原因が老朽化等と保険会社が判断した場合は給付されません。

センターから事業者に契約状況を確認したところ、「申請書作成の手伝いをしただけで、

退去時の修繕費が90万円！？ 賃貸住宅の原状回復の範囲は？

問 5年半居住した賃貸アパートを退去した。ペット可の物件で、管理会社に申告の上で猫を飼育していたが、退去後にフローリングや壁紙の張り替え、消臭殺菌費用など約90万円の見積書を渡された。高すぎるのではないか。（40代 男性）

答 賃貸住宅を退去する際の内装や設備等の原状回復義務については、国土交通省が修繕費用の負担ルールとして「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」を定めています。

ガイドラインによると、借主の故意・過失による破損の場合は借主負担になりますが、

消費生活相談

費用はかかっていない」とのことだったため、リフォーム工事を契約するつもりはないこと、今後の勧誘は断ると伝えました。

相談者には、自己負担なく修繕できると断定して勧誘を行うのは問題と考えられること、保険金が給付されても、すぐにリフォームする必要はないので、複数社から見積りを取って検討するようアドバイスしました。

なお、訪問販売で住宅修理サービスや保険の申請サービスを契約した場合は、特定商取引法が適用されるため、法律で定められた事項を記載した書面を受け取ってから8日以内であれば、クーリング・オフができます。

トラブルに遭ったら最寄りの消費生活相談窓口へ。

経年変化や通常損耗によるものは、貸主負担と考えられています。ただし、ペットによる傷や汚れ、臭い等は通常の使い方を超えているとして、特約等により借主に原状回復の義務があると判断される場合があります。

借主の過失による破損であっても、修繕の義務があるのは破損した部分だけなので、例えば壁紙全体を色合わせのために補修することはグレードアップになるため、原則、費用は貸主の負担になります。また、建物や設備の価値は時間とともに減少していくため、経過年数を考慮して負担割合の減額を求めることができる場合があります。

相談者には賃貸借契約書の原状回復に関する記載を確認した上で、負担割合を減らしてもらえないか話し合ってみてはどうかと助言しました。

協会名

**北海道立消費生活センター
相談専用電話**

一人で悩むより…
☎ 050-7505-0999